

事務連絡
令和 7 年 5 月 14 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令による
電子マニフェストシステムの改修及び公開について

産業廃棄物行政の推進については、平素より格段の御協力を賜り御礼申し上げます。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。）を令和 7 年 4 月 22 日に公布したところです。この改正省令において、電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェスト」という。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の規定を改正し、産業廃棄物の排出事業者からその処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）への報告事項として最終処分に係る情報を追加しました。この改正により、最終処分又は再生を行うまでのすべての処分について「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」等の情報が電子マニフェストに追加され、排出事業者が産業廃棄物処理の流れをより詳細に把握できるようになります。

これに対応するため、情報処理センターにおいて、最終処分に係る情報を入力可能とするための電子マニフェストシステムの改修を行い、令和 7 年 5 月 6 日に公開しましたのでお知らせします。なお、改正省令における電子マニフェストに係る改正規定の施行は令和 9 年 4 月 1 日であるため、追加される入力項目は施行前の令和 9 年 3 月 31 日までは任意の入力項目とします。また、報告事項のうち「処分方法の区分」及び「再生された物の種類の区分」については、情報処理センターにおいて別に定める区分によることとしますので御了知願います。

処分受託者による最終処分に係る情報の報告に関する電子マニフェストの利用については、別途情報処理センターが作成する手引き等を御参照ください。

【担当】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 中坪、野口、榎本
電話：03-6206-1768